

# 植民地支配の本質とは何か — 朝鮮人強制動員問題から考える —

東京大学教授  
外村 大



## 1、マスコミ報道に見る 歴史の忘却

昨年10月30日、韓国大法院は韓国人の強制動員被害者が求めていた賠償支払いを新日鉄住友に命じる判決を下した。このことは日本でも報道され、これを契機に朝鮮人強制動員の補償をめぐる問題への関心が高まった。関心がないよりは関心が集まる方がよく、議論がなされること自体は悪いことではない。

しかし、当初の日本のマスコミ報道はミスリーディングと批判されるべきもので、かつ、伝えるべきことを伝えていなかった。これは、補償をめぐる法的な問題と歴史的背景

の説明の2つにかかわる。補償をめぐる法的な問題については、日韓条約で請求権問題は解決済みか、という、現在の日本政府の見解のみが報道されたという問題がある。この点は、一定の是正の努力がなされている。一部の新聞等でも、個人の請求権は残っていることをはじめとする解説が載せられているし、法曹関係者や日韓関係史、国際法の研究者、市民運動家による情報発信もある。

歴史的背景の説明についても、詳しい説明は当初、あまりなされていなかった。戦時動員が朝鮮人に対していかなる被害を及ぼしたか、原告となった韓国人男性がどのような体験をし、なぜ補償を求めているのかという、重要であり現代日本で広く共有されるべき情

報が伝えられなかった。また、当時の朝鮮人に対する戦時労務動員は、実はなかなか法律制度も複雑であり、その処遇も必ずしも一律はない。そこを利用して、あたかも日本国家の加害責任はないかのような宣伝がこの間、なされていたわけであるが、それが間違いであることの説明は、マスコミの報道では分らない。むしろ、日本の加害を隠ぺいするような宣伝をそのまま流している報道も目につく。これについても市民運動家らの情報発信があり、それをすくい上げて記事にしている新聞記者もいないわけではない。ただし、日本の加害の歴史を隠ぺいする宣伝に十分対抗できているとは言い難いのが現状だろう。

また、この間の日本のマスコミ報道では「徴

用工」という語が使われている。この用語が多用されるようになったのはここ数年のことであり、おそらくは韓国で「徴用工」の語が用いられたことに影響を受けていると思われる。しかし、朝鮮人に対する戦時労務動員は、国家総動員法第4条という徴用のみで行なわれたのではない。加えて、「工」の語は、日本語では一般的には工場労働者をイメージさせるものだが、朝鮮人被動員者の配置先として多かつたのはむしろ、炭鉱や港湾荷役、土建工事である。そうした点を考慮せずに、徴用工という語を用いているのは適当ではない。そしてそれは、この問題を主体的に知り、考えようとしないう、安易な姿勢を物語るのではないだろうか。

付言すれば、この歴史事象を指し示す言葉については、強制連行や戦時労務動員などがあり、これまでも用語についての議論がなされてきた。また、史実に対する研究の蓄積もある。複雑な法制度、政策について知らないとしても、同時代に生きていた日本人の中には、朝鮮人がひどい労働に使役されていたことを見聞きし、記憶していた人びとは少なくない。そうした、先人たちの記憶や研究の蓄積を顧みず、戦時労務動員の被害に思いをいたすことなしに議論を進めている日本の現状

は、まことに残念というほかない。

## 2、数十年一日の 加害隠蔽の言説

先にも述べたが、この間、朝鮮人への戦時労務動員について、日本の加害性を隠ぺいするような宣伝が流布されている。その論点と手法は、目新しいところは何もなく、十年一日どころか、数十年一日のものである。しかし、それを信じてしまう者もなおいるわけであり、念のために、そうした宣伝とその何が問題かを記しておく。

まず、戦中には日本人も動員されたという主張がある。つまり、朝鮮人ばかりがひどい目にあつたのではない、という話である。もちろん、日本人で動員された者の労苦も多大である。だが、個別的にさまざまな事例はあるにせよ一般的には、朝鮮人の場合、要員確保では個別の事情を考慮せず、有無を言わさぬ連行で行なわれた。また配置先は暴力的労務管理の下にある労働現場で、賃金も強制貯金などで自身にあまり渡らなかつた。これらの点で日本人とは明確な差がある。

同時に、政策的にも明確な差別が存在した。そもそも、炭鉱や港湾荷役、土木工事現

場など、暴力的労務管理が横行し、肉体を酷使する危険な労働現場——つまりはほとんどの人が忌避する、従って通常の求人求職では人員を充足できない職場——への長期間の労務動員は、日本人は対象外であつた。朝鮮人・中国人がその仕事に就かされたのである。さらに、国家総動員法に基づく徴用であれば、家族への生活保障や別居手当支給、以前の収入の減少分の補填等の援護措置が取られたが、朝鮮人の場合、多くはそこから除外された。1944年9月になってやっと、その措置を取るべく制度が整備されたが、戦争末期の混乱からほとんどそれは機能しなかつた。

しかも、戦後の援護政策でも朝鮮人・韓国人は除外された。国家総動員法に関係する被動員者は、援護法に言う準軍属として扱われ死亡者・傷病者への補償が行なわれている。だがそれはあくまで日本国籍保有者のみが対象である。

当時の動員は政府施策として合法的に行なわれたので問題ないかのような言説もある。だが実態として暴力的な要員確保があつたわけであり、その点の罪は消えない。そしてそもそも、動員の施策の決定、遂行が、当時の日本帝国において合法であつたとしても、そ

の法の決定や行政施策の遂行には、基本的に朝鮮人は関与していない。朝鮮には普通選挙法は施行されなかったし、本国政府・朝鮮総督府の高位官僚中に朝鮮人はほとんどいなかったのである。

法に注目して、強制動員を例外的なものとする言説もある。行政命令に基づき、拒否すると罰則が下される動員としては、国民徴用令に基づくものがある。日本では39年以來行なわれていたが、朝鮮から日本内地への動員では44年9月以降に発動された。それ以前の要員確保の形態は、そうした行政命令に基づくものではない。それゆえ、44年9月以前については、自由意思による就労だといえる。しかし、問題は法の条文ではなく実態である。自分の意思とはかわりなく無理やり連れていかれた、さまざま脅しで断ることができなかつた、ということであれば、それは強制動員というほかない。

戦時動員された朝鮮人について、賃金ももらっていたし、食事もよかつた、日本人とも友好的な関係を築いていた、という事例を紹介するという手法も取られている。奴隷労働のように言うのはうそだ、というわけである。しかし、朝鮮人が厚遇されていた事例がとて多いとか、一般的だったというよう

実証研究はない。しかもそうした話は、主に日本人や企業が作成した文書からなされている。これに対して、朝鮮人労働者の証言で多く語られるのは、やはり虐待、差別、賃金すらほとんど支給されなかつたという事実である。

上記の点とも関係するが、日本内地での就労を希望する朝鮮人が多かつたのであり、暴力的な動員を行なうはずはなく、単なる職業紹介だった、という説明をする者もいる。確かに朝鮮農村には、可能であればほかに転出して生活苦から脱出したいと考える、転業希望者は存在した。そこには、朝鮮よりも賃金水準が高い日本で働くことを希望する者もかなり含まれていた。だが、動員開始の当初は別として、その後は、朝鮮農村の転業希望者数を上回る動員が進められていた。つまり、朝鮮でも労働力は枯渇し始めていた。また、日本での就労を希望する朝鮮人の間でも、炭鉱などの暴力的な労務管理が行なわれていることが知れ渡っていた職場への配置は忌避されていた。そのような中で、炭鉱等への労働動員では、本人の意思に反した連行が横行したのである。そのことは、本国政府・朝鮮総督府、企業の内部文書からも、もちろん証言からも裏付けられる。

### 3、知識不足を露呈した 首相答弁

朝鮮人戦時労働動員は、日本政府が閣議決定して行なつた政策であり、それに関する公文書も多数、保管、公開されている。その中には、強圧的な動員が行なわれ、朝鮮民衆の生活困窮を招いていることを包み隠さず記している報告文もある。そうであるならば、朝鮮人戦時労働動員が問題となり、あれこれと史実をめぐる議論が——いい加減な情報の流布も含めて——なされている状況にあつて、まず日本政府は、かつての日本帝国の政策によつて多大な人権侵害が発生した事実を認め、謝罪をするというのが、あるべき態度ではないだろうか。付言すれば、慰安婦問題については、93年の河野談話で、日本軍の関与を認めた上で謝罪が表明されている。また、95年の村山談話は、植民地支配と侵略がアジア諸国の人々に対し多大の損害と苦痛を与えたという、疑うべくもない歴史の事実を謙虚に受け止めるとし、信義を施政の根幹とすることを内外に表明している。現在の政権もそれを継承する、としているはずである。

ところが、現政権は、史実がどんなもので

あつたかに言及せず、むしろ加害の事実を隠ぺいしようとしているようである。しかも、そもそも日本政府は、史実については十分な知識を持っていないようだ。

日本政府の認識不足は、昨年11月1日の安倍首相の国会答弁で露呈した。安倍首相は、10月30日の韓国大法院判決に関する質問に対して、その原告らは「徴用工ではない」と述べたのである。徴用でなければ行政命令ではなく法的な罰則もないから強制ではない、と言いたかったのであろう。すでに述べたように、そうした言い方は、同時代に実態としての強制によって動員された多くの朝鮮人がいるという事実を隠ぺいしようとするものである。

しかも、安倍首相はそもそも朝鮮人労務動員の法制度を理解していないことも分かる。というのは、「当時の国家総動員法下の国民徴用令においては、募集と官斡旋(あつせん)と徴用があり」原告らは「募集」に応じた、と安倍首相は述べたのである。これは、あたかも「国民徴用令による募集」や「国民徴用令による官斡旋」があつたかのような言い方である。だが、「募集」や「官斡旋」は国民徴用令とは無関係である。

国民徴用令に基づく徴用実施以前における

朝鮮から日本内地への動員での要員確保は、39年9月から42年1月までは「募集」、42年2月以降は「官斡旋」と呼ばれる方式によって行なわれていた。「募集」は、朝鮮総督府の許可を受け活動地域を割り当てられた企業が要員確保を行なうというものであり、法的手続きは朝鮮総督府令の朝鮮職業紹介令によつて行なわれる。「官斡旋」は、地方末端行政の職員らが企業の担当者と共に必要な人員を集めるもので、朝鮮総督府が策定した要綱に基づいて進められた。なお、安倍首相は国会答弁で、原告らは「募集に応じたもの」とも述べているが、大法院判決の事実認定を読むと、原告の中には、行政当局に命じられて日本製鉄の担当者に引率され、八幡製鉄所で働くことになったという人物がいる。その時期は43年である。これは「官斡旋」の事例と見ていいだろう。従つて原告らは「募集に応じたもの」という言い方も正確ではない(「募集」を国語辞典的な意味で「つまり行政用語の「募集」ではなく「用いた可能性もあるが」)。

より大きな問題は、原告らを「徴用工ではない」と断定したことである。安倍首相は、朝鮮での国民徴用令に基づく要員確保が本格化する時期(44年9月)以前に、原告らが日本にやってきているので、徴用ではない、と考へたのであろう。しかし、実は国家総動員法第4条にいう徴用となる手続きは、国民徴用令によつてのみ行なわれるのではない。43年12月に制定された軍需会社法と、それを受けて出された厚生省令の軍需会社徴用規則に基づく手続きもある。これは、軍需会社に指定された会社の従業員を、原則として徴用されたことと見なすというものである(なお、軍需会社法はあまりにも広範な権限を政府に付与し——例えば、軍需会社の生産が不振であれば生産責任者、要するに社長を交代させる、といったことを含めて——細かいことは省令で決める、というものであった。にもかかわらず帝国議会での委員会審議は1日のみとなつていた。さすがにこれに対しては、当時の帝国議会でも、これは問題視されたものである)。新日鉄住友を相手に裁判を行なつていた原告らの場合も、軍需会社法・軍需会社徴用規則によつて徴用とみなす旨の通知を受け取つていたことはおそらく間違いない。44年1月に、原告らが働いていた日本製鉄は軍需会社に指定されていた。しかも、大法院判決文の事実認定では、原告の1人が44年2月ごろに「強制徴用」されたと記している。これは、2月ごろに徴用されたことと見なす旨を記した徴用告知書が本人に渡されたこと

と関係しているだろう。すなわち、それを記憶していた原告の証言が、事実認定に取り入れられたと考えられる。

要するに「原告らは徴用工ではない」とする安倍首相の発言は全くの間違いである。当時の法律がどのようなものであったのについて調査し（蛇足であるが、軍需会社法の制定にあたって力を尽くし、帝国議会での説明の先頭に立ったのは岸信介である）、原告らが何を言っているのかを受けとめて考えたならば、こうした間違いはしなかつたはずである。そのような間違いは、安倍首相の答弁の文案を作成した日本政府の官僚らに、朝鮮人戦時労務動員について史実を重視し、韓国人の原告の記憶を尊重しようとする姿勢が欠如したために生まれたと言えるのではないだろうか。

#### 4、差別と自己決定権のはく奪こそが問題

これとともに見逃せないのは、日本政府が徴用工ではなく旧朝鮮半島出身労働者という語を用い始めたことがある。いうまでもなく、朝鮮人戦時労務動員の問題を語る際に不可欠の、強制性や暴力性、そこにおける日本

国家の責任から目をそらそうとする意図をもった動きである。

このような日本政府の姿勢に対して、植民地支配の反省と被害者の救済に取り組んできた市民からは強い批判がある。現状では、それは社会的に大きな影響を持つには至つておらず、今後も努力が必要な段階にある。

その際に気を付けるべきは、日本政府や現政権に影響を与えていると思われる右派勢力の言説への単純な対抗にとどまってはならないということがある。これらの人びとは、すでに述べたような使い古された手法で、朝鮮人強制連行・強制労働というが、強制はなかつた、悪い待遇ではなかつた、という主張を繰り返している。もちろんこれに対する反論は必要であり、重要である。

だが、ともすればそれは、実際にはこんなにひどい強制や暴力があつた、といった反論にとどまっているのではないだろうか。そのような反論では、強制性や暴力性の有無、程度のみが議論の争点なつてしまふ恐れがある。さらに、そうなつた場合、強制的な移動や暴力的な労務管理がないならば、問題にすべきこともない、という見方を生み出す恐れがあるろう。実際に、たいがいの人びとは、戦時中の強制連行で働いていた朝鮮人ではない、

それ以前に、あるいは動員計画の枠外で日本にやつてきた朝鮮人については、自由な出稼ぎと見て、日本国家の政策の被害者であると認識していないだろう。そうであるがゆえに、日本政府は「旧朝鮮半島出身労働者」という語を使いがつていたのである（強制連行であろうがなからうが旧朝鮮半島出身労働者の全てが植民地支配の被害者であるという見方が日本の市民社会に浸透していれば、この語を日本政府は用いなかつたであろう）。

以上のような議論の混乱や不十分な認識を克服するためには、朝鮮人戦時労務動員、さらには植民地支配の根本的な問題が何であるかを押さえる必要がある。それは、強制や暴力があり、甚だしいということではない。根本的な問題は、被支配民族が、差別を受け、自己決定権を剥奪（はくだつ）されていることである。そして、それに対する抵抗を抑えるために強制や暴力が準備され、時に発動することになつていったと整理するべきである。強制や暴力が発動されなくても、差別や自己決定権の剥奪は、著しい人権侵害であり、あつてはならないことである。そのことを見ない、あるいは意識していないとすれば大きな問題である。

## 5、植民地下の移動と職業選択の実態

戦時労働動員に即してみれば、すでに述べたように明確な制度的差別が存在した。日本人の場合には対象外となっていた炭鉱や港湾荷役、土木工事現場等の危険で暴力的な労働管理の横行する職場に朝鮮人は動員され、しかも44年9月までは家族への生活保障等の援護政策の対象にならなかったのである。

そして、朝鮮人は、戦時労働動員政策以前から、そして戦時労働動員政策が展開されている期間中も、日本内地への移動、そこでの就労についても、差別を受けていた。日本政府は20年代半ば、朝鮮人の日本内地への移動を制限し始めた。連絡船の乗船前に警官が、日本での就労が確実か、思想動向等をチェックして、問題があれば、日本内地への移動を阻止したのである。つまりは、日本内地の企業等が必要とし、受け入れても問題のない朝鮮人のみが日本内地への移動と就労を許されたのである。さらに34年には、より厳しい制限を行ない、なるべく朝鮮人の渡日を阻止することが閣議決定される。これは朝鮮人戦時労働動員が展開された後もしばらくは有効で

ある。一方で「強制連行」を行ない、他方で渡日阻止を行なうというのは一見奇妙に思えるかもしれないが、別に不思議ではない。自由な移動と就労を認めたらば、もともと求職者が集まらない事業所、つまりたいがいの人に就労を忌避されている職場に配置すべき要員確保は困難になるわけであり、統制は維持、強化されなければならなかったためである。そして42年になると、新たな閣議決定が出され、動員計画に基づき朝鮮人を渡日させるが、それ以外の移動は、従事すべき事情や本人の事情などからやむを得ない場合に限定することが確認されていた。つまり、基本的に、戦時体制以前から朝鮮人の日本内地への移動は、日本内地の政府・企業が必要と認めるかどうかにかき左右されていた。そして、その意図による統制は、戦時体制構築の中でより厳しいものになっていったのであり、それが戦時労働動員だったと整理できる。要するに労働動員計画・国民動員計画によるものではない朝鮮人の日本内地への移動、そこでの就労にも、自由はなかったのである。

もちろん、朝鮮人本人の希望がかなって日本内地の職場で働くことになった、というケースは個別にはあっただろう。しかし、それはあらかじめ設定された範囲の中で許された

職業選択であり、それを実現するための移動である。そこで設定され、選択を許される範囲の中にある労働は、暴力的な労働管理が行し賃金、安全管理等の条件も劣悪な中で行なわれるようなものである。つまり、日本人であれば普通は忌避するような仕事の中で選択の自由があり、そこへの移動が許されていたというだけである。しかも、戦時労働動員政策も、それ以前の日本内地への移動の管理の政策も、朝鮮人自身が考えて決定したことではない。さらに言えば、42年の閣議決定に至っては、朝鮮人にはなるべく秘密にしておくべきことが内部的に通達されている。

付言すれば、こうした移動の管理の政策は、日本の帝国議会で議論されて決定されたことでもない。移動の阻止はあくまで法に基づく行政命令ではなく、警官の「諭旨」として行なわれた。もちろん、それを拒否することとは実態として不可能であった。このように法によらずとも、朝鮮人の自由を制限し得ていた植民地権力は、戦時労働動員政策においても、やはり法に基づく行政命令ではなしに、日本内地の炭鉱等に送出すべき要員確保を行なうことになる。前述のように国民徴用令が発動されるのは44年9月以降であり、それ以前は明確な法的裏付けによる動員では

なかったのである。法的裏付けがないということは、**「緩い統制」「緩い動員」**を意味するのではない。その逆であり、法によらずとも、法の規定にしばられることなくさまざまな圧力をかけて、相手を動かすことができるし、そうしたということである。

## 6、**「日本帝国の思考」の克服を**

以上のように、日本帝国は朝鮮人に自己決定権を持たせず、差別的な政策を押しつけていた。そして、さまざまな自由の制限を、法にも基づくずかずに実行していた。このことは、

日本人（**「内地人」**）が朝鮮人を、能力を持つ同等の存在、人格を持つ存在として認めないがゆえに行なわれ、維持されていたと考えられる。能力を持つ同等の存在であるとなれば、相手を尊重し、その意見を聞いた上で、物事を決定するはずである。また、独立した人格を持つ存在であるならば、その自由を制限する際には法に基づく命令を根拠にしなればならないはずであるが、朝鮮人はそのように扱われなかったのである。

そのように朝鮮人を扱ってきた日本帝国は、45年8月に崩壊し、47年には現行憲法が

施行されるなど、日本は一定の民主改革を行なった。そして、その後、韓国や朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）が成立し、65年には日韓両国が国交を結んだ。その意味では（日本と北朝鮮との国交樹立はまだであるが）、かつての帝国・植民地の関係はない。

だが、植民地支配を行なっていた時期に見られたような思想や意識は、日本人の間で完全に克服されたと言えるであろうか。つまり、韓国・韓国人、あるいは朝鮮・朝鮮人を対等の存在、尊重すべき相手として考えない、いわば**「日本帝国の思考」**というべきものは払しょくされたであろうか。

朝鮮植民地支配をあたかも恩恵であり、経済発展させてやったと考えている日本人はおそらくかなり多い。新刊書店の歴史の棚、朝鮮・韓国のコーナーにいけば、そうした内容を記した書籍はいくらでもある。そのような言説の前提には、朝鮮民族が近代に適応できない人びとで、自己決定権を行使し得る能力を持つていなかったという認識がある。また、日韓、日朝間の対立や見解の相違が起った際の日本のマスコミ、あるいは市民社会の対応にも問題が感じられる。

例えば、今回の戦時労働動員被害とその補償に限らず、この間のいわゆるさまざまな歴

史問題では、韓国の当事者がどのような認識、考えを持つているのかを、まず聞いてみて、理解しよう（それに同意するかどうかは別として）とする日本人はどうかかなり少ない。その一方で**「わが方が正しい」**というような主張が盛んになされている。無条件に自分たちこそが物事をよく知っている、相手は能力が低く、議論するに足りる存在ではないというような意識が、そこには関係しているだろう。**「日本帝国の思考」**は、いまだに日本社会に根強く残っているというほかないのである。

朝鮮人戦時労働動員被害の問題については、個別の当事者の人権救済を何より急がなければならず、そのためにも、その歴史的事実を広く伝えていくことが求められている。その際には、植民地支配の本質を捉ええてそれを批判すること、同時に、いまだに**「日本帝国の思考」**が日本社会の残っていることを見据え、その克服も課題としていかなければならない。

■とのむら・まさる 1966年、北海道生まれ。早稲田大学大学院博士課程中退、文学博士。現職は、東京大学大学院総合文化研究科教授。著書に『在日朝鮮人社会の歴史学的研究』（緑蔭書房、2004年）、『朝鮮人強制連行』（岩波新書、2012年）がある。